

所沢市告示第 604 号

公 告

坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業の書類の送付にかえて掲示している旨の公告について土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業の下記に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項及び第6項の規定により当該通知書の送付にかえて、その内容が当該土地区画整理事業施行区域内の埼玉県鶴ヶ島市大字中新田343番所在の掲示場(第2号公園)及び埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1所在の鶴ヶ島市役所掲示場において掲示されている。

令和6年11月22日

所沢市長 小野塚 勝彦

記

埼玉県所沢市宮本町2丁目22番22号 有限会社まるや不動産